

10月1日は

国勢調査

島原市に普段住んでいる「すべての人」のご協力をお願いします！

平成22年10月1日を基準日として、全国一斉に国勢調査が実施されます。国勢調査は、日本に住んでいるすべての人および世帯を対象に実施され、人口や世帯、産業構造の実態などを明らかにするため5年ごとに行われています。調査結果は、これからの行政施策などの大切な基礎資料となり、暮らしのさまざまな分野で生かされます。

調査スケジュール

9月20日ごろから
調査員が各世帯へ
調査票を配布します

10月1日を基準に
各世帯で調査票を
記入してください

10月1日以降
調査員が各世帯から
調査票を回収します

集計・公表
資料として活用します

9月下旬から調査員が伺います

9月20日ごろから調査員証と腕章を身に付けた調査員が各世帯を訪問し、調査票を配布します。調査員が何度訪問しても世帯の人と会えない場合は、郵便受けなどに調査票を投函しますので、ご理解とご協力をお願いします。また、調査を円滑に行うため調査員が複数人で訪問する場合があります。

調査事項は「氏名および男女の別」、「出生の年月」、「配偶者の有無」、「就業状態」、「住居の種類」など20項目です。10月1日を基準日として、もれなく正確な記入をお願いします。

10月1日以降に、調査員が調査票を回収しますので、専用の封筒に入れて提出してください。



調査票の提出方法が変わります

◆調査票は封入して提出することができます

これまでの国勢調査では、世帯の希望により封をして調査票を提出することも可能でしたが、今回の調査では個人情報保護意識を踏まえ、全ての世帯が調査票を封筒に入れて提出することになりました。回収に伺った調査員は封筒を開封することなく市に提出します。

◆調査票は郵送で提出することができます

共働きなどで昼間不在の世帯や普段留守がちな人のために、今回の調査では、調査票を調査員に提出する方法のほかに、郵送による提出方法が導入されました。調査員に提出するか郵送で提出するかは、世帯が選ぶことができます。

個人情報厳格に保護されます

国勢調査を始めとする国の統計調査は、統計法に基づいて行われます。統計調査の従事者は統計法により守秘義務が課せられており違反した場合には罰則が設けられています。

このように統計調査の従事者に厳しい守秘義務と罰則が設けられているのは、調査対象となる人たちに、調査事項についてもれなく正確に、安心して記入してもらうためです。

記入してもらった調査票は、統計の作成と分析の目的にのみ使用されます。他の行政目的に用いられることや外部に出されることは一切ありませんので、安心して記入してください。

問い合わせ先

島原市国勢調査実施本部

☎63-1111 内線357

または

国勢調査コールセンター

☎0570-01-2010